



平成 29 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 神 戸 物 産  
 (コード番号：3038 東証第 1 部)  
 代 表 者 名 代表取締役社長 沼田 博和  
 問 合 せ 先 代表取締役副社長 田中 康弘  
 TEL 079-496-6610

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 29 年 12 月 15 日に発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」について、記載内容の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には二重下線を付して太字で表示しております。

記

【訂正箇所】

2. 変更の内容

【訂正前】

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 26 条 (条文省略) <新設>  <新設>	第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 26 条 (現行どおり) ②当会社は、 <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、 <u>当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

【訂正後】

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 26 条 (条文省略) <新設>  <新設>	第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 26 条 (現行どおり) ②当会社は、 <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、 <u>当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>